

令和7年度 玉名市介護給付適正化の取組方針

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者がルールに従って適切に提供するようにすることです。介護給付の適正化を図るため、第9期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、以下の内容について取り組みます。

1 要介護認定の適正化

- 1) 認定調査の点検（委託調査は全件、直営調査は審査会事務局と協力して点検を行う。）
- 2) eラーニングシステムの登録と活用
- 3) 認定調査員の研修（年1回の現任研修会、月1回の定例会で学習会及び意見交換。）

2 ケアプラン点検

（1）趣旨

ケアプラン点検とは

利用者が尊厳をもって自立した生活を送るために最適なケアプラン（サービスだけでなく利用者自身のセルフケアや家族、地域資源（近隣住民、地域活動等）などのインフォーマルも含めた）となっているか保険者とケアマネジャーがともに検証すること。

ケアプラン点検の目的

「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全な給付の実施を支援すること。

ケアプラン点検の意義

〈ケアマネジャーにとっては〉

- ・ ケアマネジメントの質の向上
- ・ 保険者と交流し、日頃感じている課題や疑問点などの相談を行う機会

〈保険者にとっては〉

- ・ ケアマネジメントについて知見を高める
- ・ 今後の施策に活かすための地域課題の把握の機会
- ・ ケアマネジャーと交流し介護保険の現場を知る機会

（2）実施方法

玉名市内の指定居宅介護支援事業所・玉名市包括支援センターの介護支援専門員1名につき2事例の提出を依頼します。専門事業所に委託し提出されたケアプランを点検し、必要に応じてヒアリング及びフォローアップを行います。また、必要に応じて変更したケアプランの提出を依頼します。

※玉名市の被保険者の事例を2事例提出してください。（市内住所地特例施設に居住されている場合は、保険者が異なる場合があるためご注意ください。）

(3) 提出を依頼する事例

① 市が指定する対象者の事例

厚生労働省の指針に基づき国保連合会から提供される給付実績帳票（適正化システムによる帳票）のうち下記の帳票から事例を抽出します。対象者リストを各事業所へ送付しますので、その中から2事例提出してください。

- (i) 認定状況とサービス利用の不一致一覧表（認定状況の内容に対して利用サービスに疑義がある事例を抽出します）
- (ii) 支給限度額一定割合以上一覧表（支給限度額に対して70%以上のサービスを提供している事例を抽出します）
- (iii) 福祉用具貸与費一覧表（福祉用具貸与品目の選定に疑義がある事例を抽出します）

上記に該当する事例がない場合は下記②の事例から2事例を提出してください。

② 以下に該当する事例

- (i) サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホーム入居者等の事例
 - (ii) 要介護1又は要介護2の方の事例
 - (iii) 前年度にケアプラン点検に提出いただいた事例
- ※(iii)を提出される場合、前回提出された後に変更した部分にマーカーを付けてください。
- ※①にも②に該当する事例がない場合はそれ以外の事例を、2事例提出してください。

(4) 提出資料

以下の提出書類を **A4 サイズ、片面印刷**で**ホッチキス留めせず**提出してください。

令和7年度ケアプラン点検提出確認票及び提出チェック項目の書類

- ① 令和7年度ケアプラン点検 提出確認票
 - ② ケアプラン自己点検票（自己点検の際に不明点等あった場合は熊本県ケアプラン点検ガイドラインを参照してください。）
 - ③ 利用者確認情報・アセスメント表
 - ④ 支援計画書 第1表～第7表
 - ⑤ モニタリング表（第5表にモニタリング結果を記載している場合は不要です）
 - ⑥ 課題整理総括表（作成している場合のみ）
- ※①と②は玉名市ホームページに掲載しています。ホームページの「キーワードで探す」の箇所に「ケアプラン点検関係様式」と入力し検索してください。

(5) スケジュール

ケアプラン提出期限：対象者リスト送付時にお知らせいたします。

ヒアリング及びフォローアップ：令和7年8月～令和8年1月までを予定

なお、保険者として本市が目指すケアプラン点検は下記のとおりです。

めざすケアプラン点検像

- ① ケアマネジャーの資質向上のための支援となっている（ケアマネジメントのスキルや意識の向上につながる）
- ② 自立支援に資するケアプラン作成に向けた支援となっている（ケアプラン内容の改善につながる）
- ③ 居宅介護支援事業所・ケアマネジャーと保険者とのコミュニケーション促進となっている
- ④ 保険者とケアマネジャーが共に確認しあい、一緒にレベルアップを図る姿勢が共有できている
- ⑤ ケアマネジャーが再度点検を受けたいと感じる
- ⑥ ①～⑤についてアンケート等によりこれらの効果測定ができる
- ⑦ 事業所ごとのケアプランの傾向や特色がつかめる
- ⑧ 複数のケアマネジャーが抱えている類似した悩みやつまずきからケアマネジャー全体の課題が把握できる
- ⑨ ケアプランの全体的な傾向から地域共通の課題が把握できる

3 医療情報突合・縦覧点検

（１）趣旨

提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等について点検を行い、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求を削減することを目的としています。

（２）医療情報を用いた点検（医療情報との突合）

介護保険サービス受給者の医療や入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性について全月点検を行います。特に介護サービス受給者の入院中の実績についての確認を重点的に行います。

（３）複数月にまたがった介護保険給付情報の点検（縦覧点検）

受給者毎に複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。前年度までに過誤件数が多かった初回加算の算定誤りについては重点的に点検を実施します。

※医療情報との突合、縦覧点検については国保連合会と連携して行います。調査票やヒアリングによる点検に加え点検の確実性を高めるため、併せてケアプラン等の点検を実施します。その結果、請求に過誤が認められた場合は、保険者申立の過誤取り下げを行います。

4 住宅改修の点検・福祉用具購入の点検

（１）趣旨

住宅改修は、一般的に改修費用が高額になる場合が多いこと、一度施工すると原状回復が困難であることから施工前点検が重要となります。また、住宅改修、福祉用具購入ともに施

工、購入前に受給者の身体状況に合った改修、用具について検討し選定されていることが重要となります。そのためリハビリテーション専門職による点検を行い、被保険者の実態にそぐわない不適切、不要な申請を施工、購入前に改善します。

(2) 対象

住宅改修及び福祉用具購入の全件を対象とします。

(3) 方法

事前申請書の審査時にリハビリテーション専門職と書類の点検を行います。

点検実施の際は、ケアプランに沿った自立支援や重度化防止、介護者の介護負担の軽減につながる支援となっているか、その費用は適切であるか等について、ケアプランとの整合性についても点検します。

また、申請者宅を訪問し点検を行う際は、ケアマネジャーの立会いのもと、被保険者の動作状態や介護状況を確認し、必要に応じて追加改修、福祉用具の提案、自主訓練などの助言や提案を行います。

5 福祉用具貸与の点検

(1) 趣旨

福祉用具の利用実態を把握し、福祉用具が適切に利用されているか否か点検を行うことで、被保険者の実態にそぐわない不適切、不要な貸与を削減します。

(2) 対象

国保連合会から提供される給付実績帳票（適正化システムによる帳票）を活用し調査対象者を選定します。

(3) 方法

ケアプランの点検や、ケアマネジャー、貸与事業者へのヒアリング、必要に応じて訪問調査等を行い被保険者の重度化防止や自立支援に資するものであるか、介護者の介護負担の軽減につながるか、福祉用具が正しく使用されているか等について点検します。

なお、保険者として本市が目指す住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検は下記のとおりです。

めざす住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検像

- ① 不適切又は不要な住宅改修、福祉用具の購入、貸与を排除する
- ② 自立支援に資する申請に向けた支援になっている
- ③ 介護給付費の適正化につながる
- ④ ①～③に関してこれらの効果測定ができる
- ⑤ 事業所ごと申請内容の傾向や特色がつかめる
- ⑥ 申請内容の全体的な傾向から地域共通の課題を把握できる